

札幌市立手稲中学校いじめ防止基本方針

【概要版】

令和8年5月18日

基本的な考え方

いじめは、すべての生徒の人権と安全を脅かす重大な問題です。

本校は、いじめ防止対策推進法第23条の趣旨を踏まえ、学校が主体となって組織的に対応する責任を重く受け止めています。

校長を最終責任者とする明確な体制のもと、いじめを許さない学校づくりと、被害生徒の安全と尊厳を最優先に守る取組を進めます。

いじめの定義

いじめとは、行為者の意図の有無にかかわらず、生徒が心身の苦痛を感じている行為を指します。（いじめ防止対策推進法第2条）

本校では、被害を受けた生徒の立場を最優先に考え、いじめとして認知し、適切に対応します。

いじめ防止の3つの柱

(1) 未然防止（予防）

- ・安心して過ごせる人間関係と学校環境づくりを大切にし、見えにくい不安や困難を抱える生徒にも目を向けます。

(2) 早期発見・早期対応

- ・日常の見守りや相談体制を通して、いじめの兆候を見逃さず、速やかに対応します。

(3) 継続的な支援

- ・一時的な解決にとどめず、被害生徒への支援、加害生徒への指導を継続します。

いじめへの対応体制

本校は、校長を最終責任者とし、次の体制でいじめに対応します。

・いじめ対策委員会（常設）

生徒指導主事を委員長とし、教頭、主幹教諭、学年代表、特別支援学級代表、

養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して、いじめに関する組織的な判断や対応方針を決定します。

・ **実務部会**

校長・教頭・生徒指導部長で構成し、初期対応など実務的な対応を行います。
いじめの認知は、事案に応じて実務部会またはいじめ対策委員会が行い、最終的な責任は校長が負います。

いじめ認知後の対応

いじめを認知した場合は、被害生徒の安全確保を最優先とし、学校として組織的に対応します。

保護者や関係機関と連携しながら、継続的な支援と指導を行います。

再発防止と解消

いじめ対策委員会を中心に振り返りを行い、再発防止に努めます。

いじめが解消されたと判断した後も、必要に応じて見守りと支援を続けます。

重大事態への対応

いじめにより以下の重大事態が発生した場合は、関係保護者に誠実かつ丁寧に説明し、必要な対策と支援を講じます。

保護者・地域との連携

保護者や地域の皆様と連携し、いじめ防止に関する理解と相談体制の充実を図ります。

<備考>

本概要版は、札幌市立手稲中学校「いじめ防止基本方針（本編）」に基づいて作成しています。